

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

保健師養成機関ご担当者様

文部科学省初等中等教育局教職員課

### 保健師免許による養護教諭二種免許状の授与について

保健師免許を基礎資格とする養護教諭二種免許状の授与に係る取扱いについて、以下のとおり連絡させていただきます。

#### 記

教育職員免許法においては、「保健師の免許を受けていること」を基礎資格として、養護教諭二種免許状の授与を受けることができることとなっています（教育職員免許法別表第 2）。

大学等による養成により、教員免許状の授与を受ける場合には、教科・教職に関する科目に加え、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の科目（各科目 2 単位）を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得することが必要となっております（教育職員免許法別表第 1 備考第 4 号、同法施行規則第 6 6 条の 6）。

これらの科目については、「保健師の免許を受けていること」を基礎資格として養護教諭免許状の授与を受ける場合には、その単位を修得したことの確認は必要ないものとしてこれまで運用されてきました。しかし、法律上、教育職員免許法別表第 1 備考第 4 号の規定は別表第 2 により免許状を取得する全ての場合に適用される規定となっており、教員の資質能力の向上が益々重要視されている昨今の状況を鑑みれば、法律上必要とされている科目について、その単位を修得したことの確認を必要としないとの運用を続けることは適当ではありません。このため、「保健師の免許を受けていること」を基礎資格として養護教諭免許状の授与を受ける場合にも、上記の科目の単位を修得したことの確認が必要であることについて、取扱いを明確にすることといたしました。

この取扱いの適用時期については、教員免許状を授与する各都道府県教育委員会において判断されることとなっています。

上記については、本年8月に、文部科学省より各都道府県教育委員会及び教職課程を有する大学に対して周知しております。教職課程を有する大学以外の機関については、各都道府県教育委員会より周知されている場合もあるかと思いますが、文部科学省からも念のためお知らせいたします（なお、本件については、全国保健師教育機関協議会から会員校に対して周知がなされていると聞いておりますので、今回は会員校以外の機関にお知らせしております。）。

この取扱いを踏まえ、保健師免許を有することを基礎資格として養護教諭二種免許状の取得を希望する学生等に対しては、上記の科目を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得することが必要であることについて、指導・周知願います。

< 本件担当 >

初等中等教育局教職員課免許係

T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 ( 内 線 : 2 4 5 1 )

M a i l : menkyo@mext.go.jp

関係条文（教育職員免許法・同施行規則）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
免許状の種類						
幼稚園教諭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小学校教諭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中学校教諭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高等学校教諭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別支援学校教諭	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考						
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。 （中略） 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 （以下省略）						

別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄		
所要資格  免許状の種類		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	(略)	(略)	(略)	(略)
	一種免許状	(略)	(略)	(略)	(略)
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	24	14	4
		ロ <u>保健師助産師看護師法</u> 第七条の規定により保健師の免許を受けていること			
	ハ <u>保健師助産師看護師法</u> 第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。				
備考（略）					

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。